更正処分申立にあたっての必要書類など

１　更正処分申立書　１通

２　疎明資料（更正が必要な内容に関する根拠となる書面）

例：住所（本店所在地）の更正であれば、住民票や商業登記簿謄本など

３　郵便切手　１，１９４円（ただし、郵便物の重量が２５グラム以内の場合）

無地の長形３号の封筒に、債務者の住所・氏名（法人の場合には、法人名、代表者の肩書き、代表者名）を記載し、郵便切手を貼ってご用意ください。債務者への送達用に使います。

４　郵便切手　８４円

無地の長形３号の封筒に、債権者の住所・氏名（法人の場合には、法人名、代表者の肩書き、代表者名）を記載し、郵便切手を貼ってご用意ください。債権者に対しては、更正処分正本を普通郵便で送付し、受書（６を参照）を提出していただく扱いをしています。

５　郵便ハガキ（６３円）　１枚

宛名面に、債権者の住所・氏名を記載して、提出してください。このハガキで、債務者に対する更正処分正本の送達結果をお知らせします。

６　受書　　１枚

債権者に更正処分正本を交付し、その受領書として提出していただく書面です。

〒１３０－８６３７　東京都墨田区錦糸４－１６－７
東京簡易裁判所（墨田庁舎）民事第７室
電話　０３－５８１９－０３４１（督促係直通）